

健康マネジメント協会 会員各位

国土交通省は「不適格者を排除する」との旗印を掲げて5年毎の事業許可の更新制を導入しました。

4月1日よりスタートとなるため、再度ご連絡いたします。

【貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします】

昨年12月に成立した道路運送法の一部を改正する法律のうち、貸切バス事業許可の更新制の導入は、本年4月1日より施行されます。

更新の手続について必要な事項を定めるため、2月28日、省令・通達の一部を改正しました。

1. 概要

(1) 道路運送法施行規則の一部を改正する省令

○ 既存事業者の初回更新日は、従来から事業許可について更新制が導入されていたと仮定し、事業許可を受けた年の西暦下一桁に応じた年の事業許可日とします。

(例) 2001年1月6日に許可を受けた者 ⇒ 2021年1月6日まで事業許可が有効

○ 貸切バス事業許可については、新規と更新の申請時に、将来的に安全投資が計画的に行われるかを財務面から審査するため、新たに申請書の添付書類として「安全投資計画」と「事業収支見積書」を提出させることとします。

(2) 「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の一部を改正する通達について

○ 安全投資計画は、運転者や運行管理者の確保、車両の取得や点検整備等に関する計画です。

○ 事業収支見積書については、法令上求められる人件費、車齢や走行距離に応じて求められる整備費等を前提として、収支が相償うかを審査することとします。

○ 更新時においては、申請直近 1 事業年度において債務超過であり、かつ、申請直近 3 事業年度の収支が連続で赤字である場合、前回許可時から毎年連続して行政処分を受けている場合等、には更新しないこととします。

2. スケジュール

施行日：平成 29 年 4 月 1 日（土）

国交省参照アドレス

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

国交省記者発表 <http://www.mlit.go.jp/common/001174261.pdf>

国交省参考資料 <http://www.mlit.go.jp/common/001174110.pdf>

追伸

セーフティマークを取得していない事業者は、5 年更新時に代表取締役自身が道路運送法等の法令試験を受験しなければならず、しかも正答率 90%以上でなければ資格更新ができません。国交省は安全運行投資の不可能な事業者の排除を本気で始めています。